

市役所からのお知らせ

原動機付自転車・軽自動車 に変更があるときは届出を

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車、盗難、紛失、譲渡、転出をした場合は、4月1日までに届出を

車種	届出先	手続きに必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下のバイク)	税務課市民税担当 (市役所1階7番窓口)	▷ナンバープレート(廃車・譲渡)▷印鑑▷メーカー名、車体番号、排気量が分かるもの(譲渡証明書、販売証明書、自賠責保険証など)
農耕作業用自動車 (トラクター・コンバインなど)		
軽自動車(三輪以上)	軽自動車検査協会 ☎050(3816)1750	詳細は届出先に問い合わせください
軽二輪車 (125ccを超え250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	九州運輸局 福岡運輸支局 ☎050(5540)2078	

てください。4月2日以降に廃車などをしても、4月1日現在の所有者に対しての課税となります。なお、車種により届出先が異なります。

※筑紫野市ナンバーの軽自動車の登録・廃車手続きは、税務課の窓口で受け付けています。

●届出・問い合わせ先 税務課市民税担当

農耕作業用自動車の標識

農耕作業用自動車(トラクター・コンバインなど)は、小型特殊自動車として軽自動車税(種別割)の対象となります。所有者または使用者は登録し、標識(ナンバープレート)を取り付けることが義務付けられています。標識がない車両または譲渡や廃車されている車両があるときは届出をしてください。

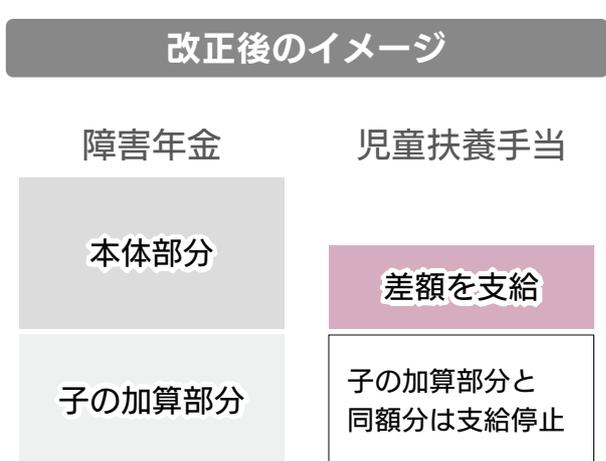
●届出・問い合わせ先 税務課市民税担当

障害年金を受給する人の 児童扶養手当の見直し

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分から障害年金を受給している人の児童扶養手当の算出方法が変わります。

●見直し内容 「児童扶養手当額」と「障害年金の子の加算部分の額」との差額を児童扶養手当として支給します。

●申請期間 3月1日現在で支給要件を満たしている人は6月30日まで



に申請が必要です。申請する際は事前に問い合わせください。

※すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている人は、原則申請不要です。

●問い合わせ先 子育て支援課

健康講座を開催します

市内の病院と連携し、病気に対する知識と、予防・健康に関する情報について講演します。

●開催日・テーマ・講師

▽2月4日(木)「人生会議〜人生の終わりまであなたはこう過ごしたいですか〜」瀬戸口 順子さん(透析看護認定看護師)

▽3月11日(木)「こんな時どうする? 認知症」末次 富子さん(認知症ケア専門士)

●場所 生涯学習センター3階学習室6

●時間 15時〜16時

●定員 各50人

●問い合わせ先 健康推進課(カミリーヤ内) ☎(920)8611

奨学資金奨学生を募集します

経済的理由で修学が困難な人に、無利子で奨学金などを貸与します。詳細は問い合わせください。

【奨学資金貸与】

●対象者(募集人数) 高等学校・大学などに現在在学している人(若干名)

※新高校1年生は出身中学校を通じての申請につき対象外です。

【若年者専修学校等技能習得資金貸与】

●対象者(募集人数) 令和3年3月に中学校あるいは高等学校を卒業予定、または令和2年度中に高等学校を中退した人で、専修学校などのうち職業に必要な技術・技能を習得する学科に令和3年度中に入学予定の人(若干名)

※対象の学校・課程が限られています。詳しくは問い合わせください。

※5月1日以降に入学予定の人は別途問い合わせください。

●申込期限 3月19日(金)まで

●問い合わせ先 学校教育課 学校教育担当

男女共同参画標語を募集します

皆さんが家庭、地域、職場など日々の生活の中で見つけたことや感じたこと、また「こんな社会になったらいいな」と思い描く男女共同参画の未来を作品にして送ってください。詳細はホームページをご確認ください。

●対象 市内に在住または通勤・通学する人

●応募方法 「標語作品、氏名、住所、電話番号」を明記し、メール、郵送、FAX、または窓口にて提出してください。

●応募期限 2月26日(金)必着

●記念品 優秀作品(3点)に選ばれた人には図書カード、応募者全員に参加賞を差し上げます。

●注意事項

▽応募作品の著作権は市に帰属し、男女共同参画推進の啓発事業に使用する場合があります。

▽一人何点でも応募できます(未発表の作品に限る)

▽他人を批判するような表現は避けてください。

●申し込み・問い合わせ先 人権政策・男女共同参画課 男女共同参画

担当

▽☎(918)1311

▽FAX(921)8666

▽電子メール danjo@city.

chikushino.fukuoka.jp

「外来種」について知ってほしいこと

「外来種」とは、国内外を問わず他の地域から人間の活動によって持ち込まれたものを指します。一方で、その地域に以前から生息・生育していた生物を「在来種」と言います。

●外来種による影響

▽生態系への影響

在来種を捕食したり、エサやすみかの奪い合いをして在来種の生息地を減らしてしまうことがあります。

▽人の生命、身体への被害

毒を持っていたり、人をかんだり、刺したりする生き物もいます。

▽農林水産業への影響

農作物を食べたり、畑を踏み荒らしたりすることがあります。

●被害を予防するために

環境省では、被害を未然に防ぐため、外来種被害予防三原則を提唱しています。

▽入れない 悪影響を及ぼすおそれ

のある外来種を「入れない」。

▽捨てない 飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」。

▽広げない すでに野外にいる外来種を他地域に「広げない」。

●ペットは責任をもって飼おう

自然界で見つかる外来種の中には、もともと人間の都合でペットとして連れられ、捨てられたものもあります。ペットを飼う前には、寿命や大きさ、凶暴性がないかなど、最後まで責任をもって飼うことができるか、よく調べましょう。

●問い合わせ先 環境課

山家財産区議会議員選挙を行います

●選挙期日 3月21日(日)

●告示日(立候補届出日) 3月16日(火)

●立候補予定者説明会

▽日時 2月22日(月)、10時

▽場所 市役所4階404会議室

※立候補に必要な書類を交付しますので、立候補予定者は必ず出席してください。

●問い合わせ先 選挙管理委員会事務局